

第2回ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会

【総合政策局総務課長】 それでは、定刻になりましたので会議を始めさせていただきますと思います。

ただいまから第2回ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会を開催させていただきます。皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

私、冒頭、司会を務めさせていただきます総合政策局総務課長の篠部でございます。

本日、田中委員におかれましては、所用によりご欠席されるのご連絡をいただいております。

まず初めに、お手元の資料の確認をさせていただきますと存じます。

机の上に配付してございます配席図、開催要領のほか、資料1といたしまして委員名簿、資料2-1としてオープンデータ化の対象とするデータ、資料2-2として望ましいデータの形式、資料3としてオープンデータの利用ルール、資料4として提言骨子(案)、そして参考資料1として第一回資料抜粋、参考資料2-1として歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータリスト(概要)、参考資料2-2として歩行者移動支援サービスの提供にあたりニーズが高いと考えられるデータリスト、参考資料3として既存の利用ルールとデータのオープン化のための条件等となっております。

漏れている資料がございましたら、お知らせいただければ幸いです。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、開会に当たりまして、主宰者である徳山技監よりご挨拶申し上げます。

【技監】 大変お世話になっております、技監の徳山でございます。この7月より就任しております。どうぞよろしくお願いいたします。そして、本日はお忙しい中を当委員会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

この歩行者移動支援の施策、もうかれこれ10年ぐらい前からでしょうか、私も当時から坂村先生にご指導をいただきながら、経緯もよく存じ上げているつもりでございます。当時、ICTを使って交通を変えていこうという取り組みを世界的に進めておりましたけれども、歩行者というのを明確な位置モードとして取り出して、これもICTの力をかりれば大きく変わるのであると、あるいは身障者に対しても、もちろん、健常な方も同様に非常に大きな利益があるのだというようなことを日本はかなり早くからはっきり申し上げ

ていて、国際的には、むしろ、なかなかそこまで行ってなかった国が多かったものですから、日本はいろいろなことを考えているなということ注目されてきたのを覚えております。非常に時間がかかりましたけれども、例えば専用の端末を意識したものからスマートフォンなどのプラットフォーム関係も大いに変わってきたと思います。改めてそのような指導をいただいているものと承知をしておりますけれども、いよいよこういった部分、実用化に向けて、さらにご指導をいただきたいと思っております。

本日は、次第にありますように、データに関する部分について、具体的な考え方や方向性についてご指導いただきますとともに、年度末に向けて取りまとめていただこうと思っております。提言骨子の案を用意させていただいております。ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。なお、ちょっと国会の関係で、私、途中で中座をさせていただきますことを、大変失礼ですけれども、お許しを賜ればと思っております。

どうぞよろしくお願いをいたします。

【総合政策局総務課長】 どうもありがとうございました。

それでは、坂村委員長よりご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【坂村委員長】 東京大学の坂村でございます。

今、徳山技監のお話にありましたように、私、最初に技監にお会いしたのは10年ほど前だと思います。我が国が世界に先駆けて、いわゆる障害をお持ちの方とか歩行者に重点を置いて移動支援をどう行うかというような研究開発を10年ほど前から始めまして、ここ10年間で世の中大きく変わりましたが、やろうとしていたことは間違っていなかったということは今、確信しております。

例えば、道路の中にICチップを入れて、視覚障害の方がそこを触ると、今、自分がどこにいるということが高精度でわかるという歩行支援システムは世界でも非常に注目を浴びました。私の知っている範囲でも数十か国のテレビのクルーが取材されて、未来はそうなるべきだというようなことをいろいろ報道していただいたのを今でもよく覚えております。

研究開発というのは何十年もかかってやるものですから、研究成果がすぐさま実用になる事はあまりないので、そういう意味でいきますと、やっと10年たってなんとかなりようになってきました。世の中、インターネットも当たり前になってきましたし、誰もがスマホを持つ時代になって、また、高速の回線、Wi-Fiの設備が街中いたるところに整

備されるというような時代になって、そういうような技術の利用環境も10年前とは大きく変わってきております。

それともう一つ、今、日本の置かれている立場がその当時と違います。ご存じのように、2020年には東京オリンピックを再びやることになって、世界から大量のお客様を迎えなければいけないということで、国としても話題になっていまして、新しい情報通信技術を使ったおもてなしの技術を実用化しなければいけない。

こういうようなことから、この検討委員会が再び行われるようになったことは、大きな意味を持っていると思います。既に1回目のときに私、お話ししましたが、これを乗り切るためにもオープンデータの活用が大事ということを受けとめていただいて、国土交通省のほうで精査したいろいろな資料が出てきて、ディスカッションできると思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

どうもありがとうございます。

【総合政策局総務課長】 どうもありがとうございました。

カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきたいと思いますので、ご協力のほど、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思います。

以後の議事の進行を坂村委員長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【坂村委員長】 それでは、これから議事を進めていきたいんですが、まず、お手持ちの資料の1ページ目の議事次第によりまして、まず最初に「データについて」という議事がございます。そのほかに、今日、全部で大きく3つあるのですが、「オープンデータの利用のルールに関して」のお話と、それから「提言骨子（案）」がございます。

ということで、まず最初の資料に関しての説明を事務局のほうからお願いします。なお、オープンデータ化の対象とするデータについてと望ましいデータの形式については続けて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

【総合政策局総務課政策企画官】 統括官付の政策企画官の植田と申します。資料を説明させていただきます。よろしく願いをいたします。

今、委員長からご説明ありましたとおり、3つの議事、それぞれについてご説明をいたしますが、その前に少し参考資料1の第一回資料抜粋という資料を用いまして、前回、第1回での議論の確認と本日ご議論いただく内容について、若干ご説明させていただきたいと思います。参考資料1、第一回資料抜粋という資料をごらんください。

参考資料の1ページに前回もお示しいたしました歩行者移動支援サービスの役割分担のイメージという図を示しております。右と下に2つ、緑の矢印がありまして、右の縦の矢印はChallenged、外国人、高齢者、健常者という利用者の属性を示しております。また、下の右向きの矢印は災害、観光・レジャー、日常生活という生活シーンをあらわしておりますけれども、この矢印がぶつかる青い領域というのは、もう既に皆さんもご存じのとおり、健常者の日常生活を支える民間のサービスというのが多く出てきておりますが、一方でオレンジの部分の領域につきましては、なかなか民間のサービスが成立しがたい領域でありまして、各地方公共団体ですとかNPO法人がそれぞれサービスを提供しているというのが実態でございます。この委員会では、このオレンジの部分でのサービス提供を自治体がやるに当たっての支援策を検討したり、あるいはそういったサービスが青い部分と互換性を持ち、また、拡張性を持つための共通基盤としてこういったものを用意しなきゃいけないか、そういったことを議論いただくために立ち上げた委員会でございます。

では、このオレンジの部分で何が隘路になっているかというのが2ページ目でございます。私ども、こういう歩行者移動支援サービスを行うための技術的な仕組みとしては3つの要素があると考えておりまして、情報を受ける端末、そして右側にあります利用者がどこにいるかという位置を特定する技術、さらにはそういった方々に提供するデータ、地図のデータですとか施設のデータがございます。近年のICTの発展によりまして、上の2つにつきましては、端末については先ほど挨拶にもありましたようにスマートフォンですとかタブレットが普及しておりますし、また、右側の位置特定に関しては、GPSも誰もがそれを利用できるような環境が整いつつありますが、一方でこの下のデータに関しましては、今現在もそれぞれの地区地区でサービスを提供する方々が独自に収集して管理をしているということで、ここに非常に手間暇がかかっている実態だというふうに認識をしております。

そこで、先ほど坂村委員長のご挨拶にありましたように、この手間暇を軽減するためにオープンデータ環境でデータを管理してはいかかというのが3ページ目でございます。オープンデータ、すなわちデータを持っている方々それぞれがデータを公開して、そして二次利用を自由にできるような環境を整える。そういう環境を整えることによって、今、現場で困っている手間暇が軽減されて、いろいろなサービスが出てくるのではないかと、そういうふうな問題意識でこの委員会を運営しております。

4ページ目に、これも前回、ご議論いただいて、ご確認いただきましたけれども、じゃ

あ、そういうオープンデータの環境をつくるための論点として何があるのかと。4つほど掲げておりますけれども、1つはデータについて、そもそもどういったデータが歩行者移動支援に対して有効なのか、ニーズがあるのか、そしてそのデータはどのような形式で公開されると二次利用されやすいのかというデータに関する問題。それから利用のルールにつきましては、そのデータの二次利用を容易にするためには、著作権の問題ですとか、あるいは責任の所在の問題ですとかありますけれども、どういうルールでそのオープンデータの環境を運用していけばいいのか。3番目は、どういった役割分担でそういった環境を構築していくのか、官と民の関係、データホルダー、データ利用者との関係、いろいろな関係がございます。最後に支援策に関しまして、単に上にあるデータですとか、ルールですとか、そういう技術的なことだけじゃなくて、その周辺環境もきちんと整えていかないといけないというふうなことを論点としてご提案したところであります。

本日の委員会では、この4つの論点のうち、上のデータに関して、それから利用ルールに関して、これらについては、私ども、第1回以降調査をして、案として方向性をお示ししたいと思っております。3番目につきましては、まだ調査中でありまして、また次回にいたします。それから、4番目の支援策に関しましては、ここではガイドラインや技術開発等としか書いてありませんけれども、それ以外にも多岐にわたる検討項目があることがわかってまいりましたので、その辺、項目としてご提案して、後ほどご議論いただくという予定でございます。

少し前置きが長くなりましたが、こういう構成で、まずは最初のデータについてというところからご説明をさせていただきます。資料2-1をごらんください。

資料2-1、オープンデータ化の対象とするデータ、どのようなデータが必要なのかということでもありますけれども、1ページをめくっていただいて、まず、私どもの検討した結果として基本的な考え方をお示ししております。オープンデータ化、これは全世界的にも進められているオープンデータの基本的な考え方からすると、「原則公開」という理念の下、できるだけ多くのデータが公開されるべきであるという理念は持ちつつも、一方で限られたデータであったとしても、やはりできるところから始めていく、そういうオープンデータ化の取り組みをスタートすることというのが非常に重要であるという認識のもと、それであれば、国としては各地でオープンデータ化に取り組む際にどういったデータを対象とすべきか、その参考となるようなもの、ニーズが高いと思われるようなデータを国として用意をしていく必要があるのではないか、そういう考え方で作業を進めております。

2 ページ目をごらんください。そういう考え方に基きまして、では、どういったデータが必要になるんだろうかということで抽出作業を行いました。少し作業の中身が書いてありますけれども、サービスを提供する分野として、ここではとりあえず福祉・子育てといった分野、あるいは災害、観光・レジャー、そして日常生活、こういったそれぞれのサービス分野におきまして、Challengedの方々、あるいは高齢者、ベビーカー利用者、外国人、健常者、それぞれの利用者を念頭に、どういったサービスを提供するのか、あるいはどういう場面でサービスを提供するのか、そのようなことも検討いたしまして、そこで必要となるデータを私ども議論をいたしまして、私どもだけの議論ではもちろん不十分でありますので、下に2つ、②、③と書いてあります。1つは左側にありますように、既に今、行われているサービスですとか、あるいは現地事業（14地区）と書いてありますのは、前回もご説明しましたけれども、私どもが昨年度まで全国でやってきた事業、こういったもので利用されているデータというもの、これが当然ながら、さまざまなニーズに基づいて使われているデータという前提のもとに、そういったものとの突き合わせをしたりですとか、あるいは右側に③で書いてありますけれども、有識者の方々ですとか、実際、サービスを提供している方々にヒアリングをして、そのデータの過不足などについてご意見を頂戴いたしました。

3 ページ目には、今、申しあげましたヒアリングをした方々、有識者の方々が13名、あるいはサービス提供をしている事業者の方々が18者程度とお示しをしております。このような方々からご意見をいただきまして、とりあえず、私どもとしては4ページに粗々の概要をお示ししておりますけれども、施設に関する情報、あるいは移動に関する情報、さらにその他の情報として、施設に関する情報であれば、そもそもの施設の名称、所在地、連絡先をはじめ、どういった施設があるか、そして、その施設にはどういった設備が備わっているのか、どのようなサービスを提供しているのか、そういった情報、あるいは移動に関する情報として、公共交通に関する情報ですとか道路に関する情報、あるいは通路に関する情報、さらには、その他で災害の情報ですとか、場に固有する情報とか、そういったものが粗々で抽出されてまいりました。

ここはほんとうの概要でありまして、参考資料2-1、2-2にさらに詳しいデータを示しております。先ほど申しあげましたように、こういったデータをさらにわかりやすい形にして、今後、地方公共団体と実際にサービスを行う方々に参考資料として提示をするというふうな格好で進めていきたいというふうに思っております。

続きまして、資料2-2でございます。今、いろいろなデータが必要であるというふうなご説明をしましたが、では、そういったデータがどういった形で提供されることが望ましいのか、公開されることが望ましいのかという検討をいたしましたのが資料2-2でございます。

1ページを開いていただきますと、先ほどたくさんの方々のデータのリストというものを策定いたしました。ここでは、それぞれのデータをお持ちの方々、公共であったり、民間の方々であったり、あるいは都市部で大規模にデータを持っているの方々、あるいは地方部の方々、いろいろな方々がいらっしゃる中で、ある程度、そういう属性に分類した中で、約80者の団体を対象に、どういったデータをお持ちなのか、どういう形式で持っているのか、オープンデータ化に対する考え方はどういう考え方なのか、そういうアンケート調査を行いまして、結果として約半数の37団体から、この下の表に示している団体でありますけれども、ご回答をいただきました。

ここから先は、このアンケート結果に基づいたご説明になりますけれども、まずデータの形式に関しましては2ページをごらんください。先ほどのご回答がありました37団体の方々をお持ちのデータ、大体、235ぐらいのデータに対する回答がありました。どういった形で情報を把握されておりますかということに対して、紙媒体で持っているというお答え、電子媒体で持っているというお答え、さらに電子媒体でもPDFとか画像とかっていう機械判読ができないもの、あるいはRDF、XML、CSVといった機械判読が可能な形式で持っているもの、こういう分類でアンケートをしたところ、結果がこの表のとおりであります。オープンデータ環境では望ましいと言われております機械判読可能なデータというのは、全体で大体35%弱、34%、これも公共と民間で分類して見ますと、民間のほうが比較的、電子化と申しましうか、機械判読可能なデータへの対応が進んでいる一方で、公共ではまだ2割程度しか機械判読可能な形では保存されていないというふうな実態がわかってまいりました。

一方で、3ページのほうには、今度は、このデータを利用するの方々のご意見を聞いてみました。14地区というのは、先ほど言いましたように、私どもが昨年度まで現地で事業を展開していた自治体の方々であります。その方々から聞きますと、例えば中段にあります豊岡市さんのほうからいただいた意見は、データの加工というのは比較的単純作業であって、そんなに手間暇がかかるものではなくて、むしろ、店舗情報ですとか施設情報を収集するほうに手間暇がかかると。したがって、そういう現地調査の手間を省けるという

意味では、PDFであっても、出してもらったほうがありがたいと。下の明日香村も同様でありますけれども、こちらは観光情報なんかを集めたようなんですけれども、やはり現地調査ですとか所有者の許諾に時間がかかる中で、手間暇を省くためにはオープンデータ化はデータの形式にかかわらずやっていたほうがいいというふうな意見、ほかの自治体もおおむね、とりあえずないよりはあったほうがいいと、当たり前ですが、そういうご意見も頂戴しておりますし、また、民間で実際にサービスを提供している事業者に聞きますと、幾らオープンデータであったとしても、結局、サービスで使うからには、そのデータを現地で確認する作業があるんだから、それはデータの形式にかかわらず、どこに何があるということがわかるだけでも非常に助かるというふうなご意見がございました。

このような調査を踏まえまして、4ページにデータの形式に関する私どもの考え方を整理しております。まず、データ所有者の保有状況としては、機械判読可能なデータはまだまだ非常に少ないという一方で、機械判読が不可能であったとしても、データそのものに対するニーズは非常に高いのではないかとということでありますので、ここでの私どもの整理といたしましては、当面はデータ形式というものは二の次にして、まずはデータを出してもらったところから始めたらいかがであろうかと。もちろん、その後、データのニーズでありますとか、あるいはそれに係る手間暇も考慮して、機械判読可能な形にさらに加工していく。誰が加工するのか、どういった手順でやるのか、そういうことも含めて検討は必要でありますけれども、当面はデータ形式にかかわらず、持っているデータをオープン化していくことが重要ではないか、そういうふうな結論に至った次第であります。

ここまで、データに関するご説明は以上でございます。

【坂村委員長】 はい、ありがとうございます。

それじゃあ、まず、ちょっとここで一区切りになりますので、今、事務局から説明のありました資料に関して、ご意見とかご質問とか何かあれば委員の方からご意見を聞きたいと思うんですけど、どうでしょうか。

【古屋委員】 特に。

【坂村委員長】 特にないですか。

はい、どうぞ。

【竹中委員】 ナミねえです。よろしくお願いします。

ここまでこういう検討が進んできたということ、大変うれしく思っており、また、感謝もしております。

今の資料を拝見して、最後のところで、PDFでもいいからというのがどこでも出てきたんですね。確かにPDFでもいいんですけど、残念ながら、視覚障害という、ある意味、移動のサポートの一番難しい方にとって、PDFというのは読めないで、ですから、この中にもあったかと思えますけど、一次的な準備段階での資料としてのPDFというのはもちろん重要だし、それは欠かせないと思うんですけども、PDFでも公開されていたらいいという考え方は、もうなしにさせていただきたいなというふうに感じました。

ほかの部分については、おおむね私としても大変納得できるといいますか、よく書き込まれているなという感じを受けました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

あとは森さん、何かございますか。

【森委員】 特にはないです。

【坂村委員長】 特にはないですか。

今、お話あったように、「PDFでいい」と言っているわけじゃなくて、やっぱりPDFだと視覚障害の方向けに変換しにくいので、何とかしなきゃいけない。ただ、今、調査ですよ。現状がこうなっているよということをサンプルで調べているということなので、今、竹中さんから出たように、最後までPDFじゃ困るよねということは、第1回目の委員会のときも私、お話ししたと思えますけど、やっぱり機械で判読できるような形でオープンに出していただかないと、何せこんなにたくさんあるわけですから、これを全部紙で出されたら、これだけだって、積み上げたら、ものすごく量になって、どうにもならないので、やっぱり機械判読の形にしてもらわないと困るよねということはありません。

ただ、私思ったんですけど、もしもPDFでもいいなら何でもあるということになっているんだったら、国としてはそれをどうやって機械判読にすればいいかを考えればいいだけですが、問題はの中身ですよ。今、どういう情報が出ているのかということです。その意味で、調査したのは意味があったと私が思うのは、いろいろな施設、当然ですけど、施設管理者は、例えばAEDがどこにあるのかとか、トイレがどこにあるのかなんてことは書いてなくてもわかっています、情報は必ずどこかに管理者の頭の中かもしれませんが、あるわけですよ。ですから、どういうものがあるかという棚卸しということでも重要だなと思いました。あるわけだから、それをあと、どうやって公開させるか、機械可読にしたらいいのかということですよ。

それと、もう一つ気になるのが、やっぱり民間のほうがデータがありますね。民間じゃ

ないほうがあんまりないというか、情報量にしてもそうだし。所有するデータの形式というところで、紙媒体になっているのが公共のほうが多いですよ、やっぱり。だから、紙しかないというところがたくさんまだあるということですね。国交省はどうですか？

確かに、地方自治体に行くと、紙ですらないというデータがあるんですね。図面もない。よく地方に行くとありますよ。地方自治体でオープンデータでよく調べてくれとお願いすると、最後、何にもないとか。あったとしても、紙で、しかも昔のものが紙だったというんだったらまだわかるのですが、最近のものも紙で、理由を聞くと、「昔から紙だったから今でも紙に書いている」というだけのところもあるのです。それで、国交省はどうなっているのかと。

【都市局】 都市局でございますが、全体像ではないんですが、都市局でやっている中に地下街というのがあります。地下街についての現状を申し上げますと、つまり、地下街の位置の状況なんですけど、どこに階段がありという、そういう情報なんですけど、これについては、現在は全部紙で、つまり、設計図があるという状況でございます。ですから、これをいかに電子情報にしていくか、全ての図面をそうする必要はないんですが、階段の位置をどうするかというようなことは、現在は図面で見れるという状態になっているだけで、だから、これを何かの形で電子データにしていかなければ使えないという現状がございます。多分、道路とかでも、例えば都市計画のものなんかは、現在、ある程度は進んでいる市町村もございますけど、大半のところは紙という形で、設計完成図という形で持っているというのが現状ではないかと思えます。

【坂村委員長】 さすがに今つくるものに関しては、CADで設計しているからデータを出してくれといえはできますよね。今でもそういう義務は課していないのですか、今でもやっぱり最後は紙でいいのですか。昔のものは遡及しにくいのは、しょうがないなというのはわかるのですが。

【都市局】 むしろ、既存のものの方が膨大な量で、更新されていくという形には多分なっていないで、大半のものが紙のまま、ずっと保存されているという状況だと思います。ですから、それをいかに効率よく数値に落としていくかというのが課題ではないかと思えます。

【坂村委員長】 なるほど、わかりました。

道路もそうなんですかね。

【道路局】 道路の関係については、直轄においては、PDF化等が行われています。

【坂村委員長】 やっぱりPDFなんですか。

【道路局】 データ化しているものも一部あると聞いています。

【坂村委員長】 直轄でやっているものは、今はそうなっているけど、昔のものも大丈夫なのですか。直轄のものは、もう全部…

【道路局】 既存の道路については、PDF化等が行われています。

【坂村委員長】 よろしいですか。

というようなことになっているよという調査があった上で、じゃあ、ご質問がないようなので、またまとめて後でディスカッションするとして、次の議題としてはオープンデータの利用のルールですね。こういうものももしもオープンになったとして、どういうルールで使えるようにするのかという、これは非常に重要なポイントです。どういうデータが電子化されているのかというのがまず重要ですが、次の段階として、データ化されているとして誰でも使えるのかという話になりますし、使うのだったらどういう条件でという話がルールということですね。

じゃあ、ルールの話をお願いします。

【総合政策局総務課政策企画官】 それでは、資料3に基づきましてオープンデータの利用ルール、データの二次利用を容易に可能とするためには、どのようなルールが必要なのかということについて、事務局案のご説明をさせていただきます。

最初に1ページをめくっていただきまして、今、そもそもオープンデータに関するルールとして、どのようなものがあるのかということの説明をさせていただきます。

まず、国際的なルール、オープンデータ自体がもう国際的な動きとして進んでおります。その国際的な標準的なルールとして、ここにCC-BYというふうに書いてありますけれども、これは一言で言うと、ここに書いてあります、そのデータの出典さえ記載してもらえれば、あとは商業であろうが、どうであろうが、基本的には自由に二次利用してもいいですよというふうなルールがございます。

このCC-BYにつきましては、参考資料3の1ページ目に少し詳しくご説明をしております。もう先生方には釈迦に説法かもしれませんが、CCというのはクリエイティブ・コモンズのライセンス、クリエイティブ・コモンズというのは国際的な非営利団体でありますけれども、そちらのほうで提案しております著作権者がこの条件を守れば、そのデータを自由に使っていいですよという意思表示をするためのツールでありまして、その条件として、2段目の○に書いてありますけれども、出典を表示することですか、非

営利、営利目的には使わないこと。継承といいますのは、そのデータが今、使われているルール、非常にオープンなルールで出されているものを二次利用するときにも同じルールを継承してください、つまり、囲い込まないでくださいというルールでありますし、改変禁止というのは読んで字のごとく、改変をしないのであれば使ってもいいですというふうな、この4つの条件の組み合わせで、下の表の左の軸にあります、元の作品の改変をしていいかどうか、あるいは営利目的で利用していいか悪いかというのを上の横の軸ですけど、大体6つの条件でいろいろな利用ができる。著作権者はこのルールを示すことによって、そこから先はこのルールに従って使ってもらう分には二次利用は可能ですというルールであります。先ほど言いましたCC-BYというのは、この表で言いますと左上にありますように、出典さえ表示してもらえれば、元の作品を改変してもいいですし、あるいは営利目的での利用も許可をするというルールであります。

資料3の1ページに戻っていただきまして、そういう国際的なルール、今、CC-BYでやっていこうというのが大きな流れであります。

2個目の○に日本政府のルールと掲げております。日本政府におきましても、基本的には国際ルールと同じルールで運用していくということで、①に政府データカタログサイト「DATA.GO.JP」利用規約と示しておりますけれども、内閣官房のIT総合戦略室のほうで「DATA.GO.JP」という政府のオープンデータのサイトを立ち上げて、ここにいろいろな国が持っている情報を登録してあるわけでありましてけれども、そのデータの利用規約としては、基本的にはCC-BYと同じルールであります。ただ、CC-BYで明示的に書かれていない、例えば第三者権利はきちんと利用者の責任で処理をしなければいけないですとか、公開されているデータに対する責任は利用者の側にあつて、公表者がその責任を背負わないという責任分解の注意喚起を明示的にしているのが政府データカタログサイトであります。

一方で、このルールに基づきまして、つまり、出典さえ出せば、あとは自由に使ってもいいというルールでデータを公開しようとしたときに、政府内でもいろいろな議論がありまして、幾つかCC-BYに加えて禁止事項等の条件がついたものが政府標準利用規約という②のものであります。CC-BYに対しまして、各府省が懸念をするような部分、心配されるような部分について、追加的な規定が加えられております。追加された規定が3つほど書いてありますけれども、1つは出典を記載するとき、編集・加工したときには編集・加工したことも書いてもらうというふうなルール、あるいは利用目的について、法

令、条例、または公序良俗に反する利用は禁止される、あるいは国家・国民の安全に脅威を与える利用、つまり、セキュリティ上、問題があるような利用は禁止する、そういったことが禁止事項として加わっておりますし、また、個別法令による利用の制約、例えばそのデータを使うときに、個別法令でどこか別の機関の許可が要るようなものについては、きちんとそれに従うようなことが明示的に書かれているというのが政府標準利用規約でございます。この政府標準利用規約は、当然、国際的なルールであるCC-BYに比べると制約が多く、互換性はありませんので、政府としても、これを暫定的なルールとして運用して、27年度には、これをまた見直すという方向で運用が進められているところであります。

このようなルールがあることを念頭に置きまして、2ページ目には先ほどのアンケート調査の続きでありますけれども、公共、民間、データを持っている先ほどの37団体の方々に、基本的には自由に二次利用可能な形でデータを公開してもらえますかというようなアンケートをしたところ、公開ができると答えた方々、あるいは条件付ならいいです、どんな条件であってもだめですと、3種類に分かれるわけでありましてけれども、調査の結果がこの表のとおりであります。公共のほうは、半数弱の方々は基本的に二次利用どうぞとお願いしていただいておりますけれども、条件付、あるいは公開不可という方々も半数程度いらっしゃいます。一方で、民間は無条件で公開できると答えた方はほとんどいらっしゃいませんで、15件、9%とありますのも、よく調べてみますと、観光協会の方々が持っているデータでありますとか、あるいは地下街の管理組合の方々が持っているデータということで、二次的にデータを持っている方々で、当然、そこに第三者権利が入っている状態がありますので、企業みずからが持っているデータを無条件で出せるというのはほとんどゼロのような状況であったというのが調査の結果であります。

公開していただける方々は結構なんですけれども、条件付で公開、あるいは公開不可と言っている方々にその理由を聞きましたのが3ページ目であります。公共と民間でかなり傾向が違いますので分けて整理をしております。3ページ目は、公共の方々にデータ所有者が出せない、あるいは条件付と言っているときに理由を聞きますと、そもそもの利用目的を確認したい、法令・公序良俗に違反していないということを確認しないと出せませんという方ですとか、あるいはデータの品質が保証できない、何年か前につくったデータで最新の更新をしていないとか、そういうこととございます。あるいは、そのデータに対する責任がどこにあるのかよくわからないので出せません、責任を負いかねます。第三者権

利が含まれているので、一存では出せませんという意見。あるいは、せきリュリティ上の問題があるので、竣工図ですとか、そういう図面を無条件で出すことはできません。こういうような意見がほとんどというか、全てでありました。このうち、真ん中の品質ですとか責任、あるいは第三者権利の問題というのは、先ほど言いましたCC-BYという国際的なルールの中におきましても、基本的には無保証、無責任で出すと、利用者側が責任を背負うという形。そして、第三者権利は利用者の責任で処理をするというふうな前提のルールになっておりますので、そういうCC-BYなり、オープンデータの環境について、きちんと説明をすると対応が可能になるのではないかと。そして、一番上と一番下の公序良俗の問題ですとか、あるいはセキュリティの問題、これはまさに先ほどご説明しました政府の中でも政府標準利用規約をつくる過程において議論があった部分と同じような懸念、心配事でありますので、当面は政府標準利用規約を理解していただいて使う限りにおいては、このような懸念も払拭されるのではないかとというふうに思っております。したがって、公共のデータ所有者のデータに関する利用ルールといたしましては、この下に矢印が書いてありますけれども、政府データカタログサイト利用規約、すなわちCC-BY、もしくは政府標準利用規約、こういう国と同じルールで運用することができるのではないかとというふうに考えている次第であります。

一方、4ページ目は、今度は民間の方々が出せない理由、あるいは条件について聞きました。これは先ほど言った公共で心配している品質とか責任という問題もありますけれども、それに加えて民間特有の問題を書き出しているのがこの表でございます。民間の方々に聞きますと、当然ながら、対価を求める場合でありますとか、編集・加工等に対する制限、あるいは再頒布に対する制限、それから利用者や利用者目的の確認というのは公共でもありましたが、公共とは違う観点は、公共は法令とか公序良俗とか、そういう観点での確認でしたけれども、民間の場合ですと、そもそもそれぞれの企業の経営に対して影響を与えないとか、同業他社がやるのではないとか、そういう観点からのチェックをされているというのが多く聞かれた声であります。

その観点を少し整理したのが2個目の箱であります。やはり民間のデータというのは、公共の公的なデータとは違っていて、そもそもそのデータに対して、財産的な価値があって、それを無償で出すことができない、あるいはそのデータを独占的に使用することによって得ている利益、これに対する保証、機会損失に対する保証というのをどのように考えるのか。あるいは、データが持っている企業イメージ、そういったものを毀損したり失墜

しないようなことを確認したいと。

このような民間の方々の懸念する部分というのは、公共のデータとは違う部分が当然ながらあるわけでありまして、もう少しここは民間の方々と議論を重ねないと一筋縄では行かないということで、ここでは国のルールのほかには民間向けのさまざまな意向を踏まえたルールをつくらなければならないということで、今、念頭にありますのは、先ほど参考資料3の1ページで紹介しましたクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC-BY以外のシリーズ、非営利の利用しか認めない場合ですとか改変を禁止する場合ですとか、こういったものの組み合わせをうまく使うことでかなりの部分が解決できないか。これはもう少しお時間をいただきまして、また民間の方々の意見も聞きながら、整理をしていきたいというふうに思っております。

利用のルールに関しては、私のほうは以上でございます。よろしく申し上げます。

【坂村委員長】 どうもありがとうございます。

今の2ページに出ているデータ所有者の意向というのは、先ほどの37のアンケートをやった人たちの意向ということですよ。ところで、これは1かゼロなのですか。1かゼロというのはどういうことかという、37個の団体のデータの一個一個に関してどうか、それとも全部まとめてどうかと聞いているのですか？

【総合政策局総務課政策企画官】 37団体のそれぞれのお持ちのデータが二百九十幾つありまして、それぞれのデータごとにやっています。

【坂村委員長】 データごとに聞いているのですね。

【総合政策局総務課政策企画官】 はい。公共側でも、例えば公民館の場所とか営業時間というのは出せますけど、竣工図になったら出せませんとか。

【坂村委員長】 そうすると、これは37団体が持っている200個のデータの1項目ずつに関して、いいか悪いか聞いた結果、こうなったよと、そういうことを言っているわけね。

【総合政策局総務課政策企画官】 はい。

【坂村委員長】 これも調査した事実が淡々と書いてあるんですけど、ご意見、ご発言などありましたら、どうでしょうか。はい、どうぞ。

【森委員】 まず、資料3の2ページについてお話をさせていただきますと、公共側ではわりと公開していただけた方が多いんですけども、懸念があると。民間では公開不可が結構多いということで、それぞれの理由が3ページ、4ページに書いているわけで

すが、3ページは、まさにご説明いただいたとおり、これまで政府のオープンガバメント、オープンデータでやってきたことですので、それをお願いをいたしますということだと思います。それはもうほんとうに国土交通省さんであれ、こういったアンケートの対象となった各地方の公共的な団体であれ、これをお願いします。このライセンス、この利用規約をつくるために、ある意味では、非常に厳しいやりとりがありまして、これについてはどうしてくれるんだと、いろいろデータホルダーからのご意見があるわけですが、そうかといって、いろいろライセンスに、あれも必要です、これも必要です、例えば政府標準利用規約には、他の法令がある場合にはそれを守りなさいという一文が入っていますけれども、オープンガバメントを進めるほうからすると、そんなこと、当然のことじゃないですかと。例えば、海水浴場にここは危険だとか、危険じゃないとか、そういうことは書いてありますけれども、例えばそこで漁業法を守って遊びなさいとか、そんなことは書いてないわけです。そういう懸念すべきことを一々、ライセンスに入れていたら、だんだん使い勝手が悪くなっていくということですので、ここはもうライセンスの問題としては一応終わっている、公共サイドのオープンデータについては、ライセンスの問題としては、一応、現時点では終わっていると考えていただいて、あとは一般のオープンデータとこのプロジェクトの違いは何ですかということだと思いますね。政府のオープンデータというのは、いろいろな情報をいろいろな省庁が持ち出して、同じメタデータで公表するというものなわけですから、そこには当然、新産業創出の期待が込められていますけれども、それは別に歩行者支援ということではなくて、さまざまなデータを見て、思いついた産業をやってくださいということですので、こちらで問題になるのは、むしろ、そういう一律の変化のないデータの中から歩行者支援の事業に、歩行者支援のサービスに、歩行者支援の運動にどのようにつなげていくかという、そのお手伝いをここでできるかどうかということが、この3ページ目の問題なんだろうと思います。

他方で、4ページ目の民間のデータ所有者なんですけれども、実は第1回的时候に私が申し上げたかったのはこの点なんですけど、ちょっと抽象的にしかご説明できなかったもので、今回、アンケートをとっていただいて、非常にお話がしやすくなったんですが、民間のデータの所有者が下に書いてありますように、財産的価値とか機会損失とか企業イメージとか心配するのは、これはある意味で当然でございまして、民間企業、株式会社というものは、基本的には株主価値の極大化を目的として存在する団体ですので、こういうことを心配しなければいけない立場にいるわけです。株式会社の経営者は、人のお金を預かって会

社を運用しているわけですから、そうそう勝手に回収できませんでしたとか、せっかく手間暇かけて集めたものがオープンになってしまいました、そういうことを許さされていないということです。当然、こういう懸念があるわけでございます。ですので、もちろん、先ほどお話にありましたように、ルールを工夫していただいて、例えば競合他社が使わないようにするとか、そういうことは必要ではあるんですけども、そこはやはりルールだけではなかなか難しい。オープンにすればするほど、当然、使われてしまうリスクというのは増すわけですから、ルールだけではなくて、そういった性質の株主価値の極大化を目指す会社がこのプロジェクトに参加できるような、株主がそれを許すような企業に対するインセンティブですとか説明ですよね。ごく簡単に言えば、財産的価値と機会損失のところは、こちらがお金を出して買ってあげればよいということだと思いますけれども、買ってあげればその問題は解消するわけです。なかなかそういうわけにもいきませんということであれば、別の方法があるでしょうし、企業イメージの維持向上みたいなことで変えられないかということであれば、それは何らかのシールプログラムのようなものであったりとか、そういう企業イメージの向上につながるようなものをこちらで考えてあげるといったことなのではないかと思います。おそらくルールだけを工夫してもだめで、こちらについてはほかのことが必要なのではないかというふうに思います。

以上です。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

今は一般的なアンケートをやって、一般的にどういうデータがあるのかとか、一般的な公開条件とか、そういう質問をしているんでしょう。ICTの歩行移動とか、さっきの障害者の移動支援とか、パラリンピックのときにどうしたいとか、そういう目的を説明しているわけではなくて、オープンデータということで一般的に聞いているアンケートですね。

【総合政策局総務課政策企画官】 アンケートの冒頭の挨拶文には、もちろん、こういう政策目的を書いておられますけれども、具体的なオープンデータ化に当たっての利用目的ですとか、そういったことには特に限定せずにやっておりますので、こういう答えになっております。

【坂村委員長】 そうですよ。だから、今、森さんがおっしゃっていたような、民間会社だったら当然考えることといっても、こういう目的だったらいいとも考えられますが、例えば避難路がどこにあるのかとか、AEDがどこにあるのかとか、階段がどこにあるのか、エレベーターがどこにあるのかを教えてくれというのまでお金を払わないと教えない

という企業は少ないような気がします。だから、目的をちゃんと言えば変わってくると思いましたが。一般的にはデータの中にはお金になると思われるようなものもあるから、こういうことを言うのも当然だと思います。37団体の200個のアンケートだけで全てを結論づけて、みんながそう思っていると決めつけるのはちょっと難しいと思います。

【総合政策局総務課政策企画官】 今時点では、先生方おっしゃるとおり、いろいろな意見がある中で、ちょっと一筋縄では行かないなというのが思いでありまして。

【坂村委員長】 だけど、一筋縄で行かないというのは、一般論として、ほわっと聞いているからではないですか？ ちょっときつい言い方かもしれないけど。

【総合政策局総務課政策企画官】 おっしゃるとおりであります。そういった意味では、第3回、次回に向けて、これをさらに分析する中では、オープンデータと呼べるかどうかは別にして、どういう目的なら公開できるかですね。

【坂村委員長】 そうそう。というか、そろそろそういう方向にどこかで誘導して行かないと、一般論をやっちゃったら、お金払うしかないとかなんてもおかしくないですね。歩行者——特に障害をお持ちの方のために、階段とエレベーターとAEDの場所を教えてもらうのに金払わなきゃいけないのかというのは、ちょっと違うんじゃないかなという気が僕はしたので。だけど、200個を見てみると、歩行移動とはあんまり関係ないデータもあって、確かに森さんが言うように、お金になるかもしれないというようなものもありますから、だから、一般的に聞いたら、有償でとってしまうという気は何となくして、それで一筋縄では行かないというふうに言っちゃうのは早計過ぎないかと僕は言っているんですけどね、そういう意味で。

何かご意見があれば。はい、どうぞ。

【古屋委員】 ご説明を聞いて、非常に納得をしていたんですけども、具体的にさまざまな試行をしている地域があると思うんですが、そこでの問題点とか、そういったものを踏まえて、この後、検討を進めるのかどうかというのをちょっとお聞きしたいと思うんですね。

そして、「観光とまちづくり」という、ある機関が出しているものがあるんですけども、ここの今回の特集がICT環境の整備というふうを書いてありまして、ほとんどWi-Fiが外国人に使えるのがいいというのが中心になっているんですけど、オープンデータに関しては鯖江の例が結構載ってありまして、ここでBYというクレジットを表記すれば実際にできるということで、先生おっしゃったトイレとかAEDを全て載せている。ここでは、

かなりいろいろなところがデータを一緒につくっているという話が既に載っていますので、例えばそういった先進的な事例を踏まえて、果たしてこれで十分なのかどうかという、そういう治験をやっていかないと、具体的にできるかどうかという話があると思うので、済みません、その辺をどういうふうにお考えになっているのかというのをぜひご紹介いただければと思います。

【総合政策局総務課政策企画官】 今回の作業に当たりまして、まず、古屋先生、竹中先生にもご指導いただいた14地区の先進事例、あそこの方々には、これはレターベースですけれども、やりとりはしておりますけれども、今回、一通り大きな方向性みたいなものがついた次は、現地のほうにも赴いて、14地区以外にも、今、ご紹介ありました鯖江市ですとか、先進的に取り組んでいる自治体もございますので、そういった方々に、今、我々はこういう考え方で進めるということに対する意見を頂戴して、それを年度末の提言には反映できるような作業をこれからやっというふうにして思っております。

【坂村委員長】 この14地区というのは、どうしてこの14地区かという、これはそちらで歩行移動とかICTを使った何とかの実験をしたところですね。

【総合政策局総務課政策企画官】 過去3年間、公募をして、そこに手を挙げてくれた自治体ということです。

【坂村委員長】 だから、そういう意味だったとしたら、ほんとうは積極的なはずではないかという感じもしますけどね。しかしデータとして個々に見ると、別にそういうようなことじゃないものまで入っていますね。

【総合政策局総務課政策企画官】 データを集めたりですとか、利用ルールを確認するところのアンケート対象には、14地区が全て入っているわけではございませんで、最初のこんなデータ、どうでしょうかとか、現場でどういうことで困っていますかというのをレターベースで確認する作業はしておりますけれども、利用ルールとかについて、14地区全ての人に今、ちょっと聞いている状況ではございません。

【坂村委員長】 だけど、どう見ても、例えば多機能トイレがどこにあるのかとか、赤ちゃん休憩室がどこにあるのかとか、エレベーターがどこにあるというのを公開したくないという人はあんまりいないのではないかと思うんですけどね。それを金払わないと公開しないぞなんて言っているところがあるのですか？ そういうところを逆に公開したいね(笑)。

【総合政策局総務課政策企画官】 もう少し我々も丁寧に見た上で、今、先生がおっし

やるように、もう無条件で出してもらえるものと、いろいろな工夫が必要なものとを分けていかないと、今、おっしゃったように、全部、一まとめになっていますので。

【坂村委員長】　　そうですね。だから、一般論としては、森さんが言うように、何かお金になるのかなとか。もっとビッグデータっぽいもので、誰が何を買ったのかとか、そういうのになってくると、それは有償とか出したくないというのは何となくわかるんですよ。そういうのは、将来の製品開発に役立ちそうなデータだから嫌だというのはわかるけど。一般論になってしまっているから、わからなくなっちゃう。

どうぞ。

【古屋委員】　　鯖江のほうは、データをオープンにしたら、90ぐらいのソフトウェアが出てきて、それが非常に使われているという表現があったんですね。多分、それがオープンにすることの一番のメリットということがあるので、多分、ルールをどういうふうにしていくのかという議論と、それからどういうふうにマーケットに伝えていくのかという、そののところも多分、つくる人とかがなかなか難しいところだと思うんですね。そういうのを少しいろい類型があって、つくっている人はこんな大変さがあって、後の支援策と関係するのかもしれないけど、こういう工夫があったり、サポートがあると、さらにソフトがいっぱい出て、世の中に広くメリットがあるんじゃないかという、そういうデータを落とし込んでいくところについても、少しいろい地域の事例なんかを紹介されると、さらに後に続く人の元気が出るんじゃないかなと、思いつきなんです。

【坂村委員長】　　やっぱり聞き方だと思うんですね。今、古屋先生がおっしゃったように、データを何のためにオープンにするのかとか、オープンした結果、こんなことが起こるんですよということを言わないで、どういうデータを持っていますかと言って聞いて、それをオープンにできますかと聞いたら嫌だというのはしょうがない。ただでオープンにしろって何だよ、みたいになっちゃうんじゃないかなという気がするので、ちょっと聞き方を少し変えないと、大変だというようなことだけになってしまうと思うんですよ。今、鯖江が有名で、テレビにも出たり、いろいろところで紹介されて、積極的にそういう市の情報を公開することによって、どんどん市民が喜んで、こんなに便利になって、観光客が増えたとか言っているわけだから、そういうようなことを言わないと、やっぱり単にデータだけ出せと言ったら嫌だよと言うのもしょうがないかなという感じがして、聞き方もあるのではないのでしょうか。

それと、私は「公共交通オープンデータ研究会」というものを組織していて、首都圏に

乗り入れている飛行機会社、鉄道会社、バス会社の人たちと一緒に、公共交通と名のつくもののデータをどういうふうにオープンにしたらいいかということを考えていますが、その中で、そういうデータをオープンにして障害者を助けたり、いろいろな人を助けたいと言ったら、東京メトロさんがメトロ設立十年記念でいい話だと言う事で、会社挙げて運行データから何から出すからそういうデータを使ったアプリのコンテストをしよう。まだ締め切っていないのですけれども、最初、数十個も来たらいいねと言っていたら、今、2,500件もプログラムをつくりたいという申請が来ているわけです。すごい量ですよ。それぐらい、今、世の中がオープンデータを使って、何か人のためになることをやろうという雰囲気になっている。もちろんちょっとインセンティブがあって、賞金1等100万円あげますとか言っているということもあるでしょうが、それにしても、関心がなかったら、まず来ないですよ。もう2,500人が登録しているというような状況からして、いろいろな可能性があるということと言わないと、何かわからないものに対してデータをただ出す義理はないとなってしまうんじゃないかと思いましたね。

それともう一つ、せっかく国土交通省がやっているんだから、これだけいろいろな部局の方がいるんですから、国交省はどうなっているのかというのが知りたいですね。このアンケートをやっている対象に国交省が入っていないでしょう。国土交通省の状況をまず教えてもらいたいね、どういうものを出してくれるかというのを知りたいですね。

何かほかにございますか。森さん、もうちょっとつけ足しで言うことがあれば。大丈夫ですか。いいですか。

竹中さん、いい？

【竹中委員】 議論をしたり、研究をしたり、資料をまとめたりという観点でお話をすると、今、坂村さんおっしゃったように、企業は営利やから、身構えはるでしょうね。身構えはって、出して何か起きるんちゃうかとか、逆に隠しているほうが利につながるんじゃないかとか、いろいろな臆測が、やっぱり企業は営利ですから、当然、それがあって。ですから、逆に言うと、今、坂村さん言われたように、企業にもいろいろなインセンティブを与えたり、あるいは経済の活性化のためなんだ、ひとりでもたくさんの方が社会とアクセスし、ビジネスとアクセスし、日常生活でいろいろなサービスとアクセスすることによって社会が活性化する、そのために私たちはこれに取り組んでいるということは、まずきちんと企業にもお話ししていただいて、そのことは必ずビジネスにとってもプラスになる、ソーシャルにもプラスになるよというのは、まず説得を上手にさせていただくというこ

とが大事だと思うんですね。

もう一つは、公共のほうで資料的にはまだまだ出ていない部分が多いので、逆に公共がどんどん出すことによって、民間も安心して出してくるということもあるので、順番から言うと、まず、公共で今、出せていないところを積極的に出していただくと。それを見ていて、民間の方にも、言ったらば、これは決してマイナスのことではないんだというイメージを持っていただくというのが順序としてはいいのかなという感じがしました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。僕も竹中さんの言うとおりで思って、いかにいいことがあるかというのをまず、行政が公共データをオープンにすることによって——お手本として見せることによって、民間の人によく理解してもらおうというのが一番いいと思います。そういう意味で、今、やっぱり重要だと思ったのは、「DATA.GO.JP」ですよね。政府としてオープンデータを充実させて、もっと増やすということはG8でもチャーターになっているわけですから、やっぱりこれはやるべきだと思います。その場合、例えば今のように国土交通省が出すのだったら、どういうルールにするかというのを今から考える必要がなくて、この「DATA.GO.JP」に従えばいいわけです。内閣官房が決めているルールに従ってやるというのが筋だと思うので、だから、やっぱりそういう意味で行くと、国土交通省もこの「DATA.GO.JP」に協力して、できる限り、政府オープンデータを増やすというようなことをやって、それでいかにいいことがあったかということを示すということですよ。公開しなきゃだめです。それがやっぱりいろいろなことに役に立つということを見せて、それで民間の人にも一緒にやりましょうよという形に持っていくというのが政策推進的には正しいという感じがします。

そういう意味で言うと、例えば今の歩行者ということでは、直轄の国道のところとか何かでうまく行っているから、市町村道もやってくれとか、それとか民間の道路もそういうデータを出したらどうかと誘導するとか——何か順番的に言ったら、そういう方向がいいのではないかと思います。そのお手本として、どういうデータを出したらいいのかということをお話したいですね。今は2回目だから、まだ一般論をやっているかもしれないと思いますが、だんだん後のほうになるにしたがって、少し絞り込んでいく必要がある。

「DATA.GO.JP」って、森さん、こういうのをつくるのに協力していたんでしょう。

【森委員】 はい、そうです。

【坂村委員長】 だから、これはよくできているわけですよ。

【森委員】 私がお手伝いしたのはわずかですが、非常によくできていると思いますし、やっぱり霞が関側でも、なかなかそう何でもかんでもというわけに行きませんというわけだったわけですがけれども、先生ご案内のように、これは世界的には、当然、推し進められるべきことであり、かつ、ライセンスはできるだけ軽いほうがよかったわけですから、非常にせめぎ合いをしながら、最終的にここに落ち着いたわけですので、これで徹底的な公開をするということはやっていただいて、その上で、歩行者支援という観点で何となく流れをつくれないう、ユーザーインターフェイス、ここでのユーザーというのは、オープンデータを見る事業者、サービス提供者側がユーザーなわけですけど、ユーザーインターフェイスみたいなものを工夫していただくのがいいんじゃないかと思いますね。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

それでは、そういうことを踏まえて、その次ですが、提言骨子——これからどうするに近いほうにだんだんなっていると思いますが、説明をしていただいて、またご意見いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【総合政策局総務課政策企画官】 それでは、資料4に基づきまして、年度末にこの委員会で提言していただこうと思っております提言骨子（案）のご説明をさせていただきます。

大きな構成といたしましては、1番にはじめに、それから2番にオープンデータ環境の必要性、3番にあり方、それから4番に支援策のようなものを書き込んでございます。

1ページの1番目のはじめにであります。ここはこの委員会のそもそもの目的、経緯、こういうユニバーサルな社会をつかっていって世の中を活性化していこうというふうなこと、そしてそこにICTが今、広がりつつあるというので、新たなステージに進めていく時期に来ていると。さらには、折しも2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催も決定したこともあり、これを契機に、ここを目標にして進めていくべきではないかということ。そして、最後にこの提言の位置づけとして、オープンデータ環境の必要性やそのあり方、国の役割、そういったものを取りまとめているということを記述しております。

2番目に、オープンデータ環境の必要性でありますけれども、前回の委員会でご説明しましたように、今、現場の隘路となっているのがデータの収集、整備、管理の部分なので、ここをオープン化すると、そういう負荷が軽減され、そしてまたいろいろなサービスが出てくるのではないかというふうなことを記述しておりますが、先ほど来の議論を踏まえま

して、やはりオープンデータの意味というのは、経済の活性化ですとかビジネスチャンスの拡大ですとか、そういったこともきちんと言及するようにしたいというふうに思います。

2 ページ目からは、オープンデータ環境のあり方で、これは先ほど議事の1 番、2 番で説明しましたことを文章にしております。1 番の i) はデータの種類であります、これは公開原則の理念で進めていくのですが、まずはスモールスタートをしていくためには、国として代表的なデータの例を示していく必要があるのではないかとというのが上の3 つ、4 つ目のポチぐらいまででございます。i) の最後のポチには、具体的にはサービスの実施に当たっては、やはり地域ごとに地域でいろいろな事情やニーズなどを踏まえながら、オープンデータ化を検討していく必要があるということを書いてございます。

ii) はデータの形式・構造であります。これも先ほどご説明いたしましたが、当面はデータの形式・構造は考慮する必要はないのではないかとというふうにまずは提言をいただきます。ただ、その後、先ほど竹中委員のほうからもご説明ありましたけれども、必ずしもそれでいいわけではなくて、この次にはというぐらいのイメージですけれども、やはり機械判読が可能な形式・構造に向けて、データごとに、そのデータに対するニーズですとか、あるいはデータを加工するのに要する手間暇、そういったものを踏まえながら、加工する必要があるかないか、あるいは加工したほうがいいのか場合には誰がやるのか、そういったことも含めて、引き続き検討をしなければいけない、必ずしもPDF のままでいいわけではないというふうなことを記述する予定であります。

iii) と iv) は、先ほどまでの議事の中では特段説明をしておりませんが、いろいろな方々と議論をする中で、データに関して、付随的に必要なことを示しております。

まず、iii) はデータの表現方法であります、これはいろいろサービスを実施している方々と意見交換をする中で出てきております。やはりいろいろな地区でいろいろなデータがオープン化されたときに、それを組み合わせたり、あるいは横断的に利用しようと思うと、そのデータごとに、やはりユニークなID を持っておいてもらったほうが利用しやすい、あるいはデータの内容を表現する言葉というのも統一的な辞書のようなものを用意してもらったほうがありがたいというふうな声もありますので、そういったことに対する検討を進めていかなければならないというのがiii) の提言の案であります。

iv) も同じくID や表現方法と同じですけれども、とりわけ位置情報というものにつきましては、特にこういう移動支援サービスにおいて重要になるということで、また別に項目を立てて説明をしております。さまざまな施設のデータですとかバリアの情報には位置

情報をきちんと付与すると。位置情報というのは、別に住所とか、そういうことではなくて、やはりGPS等で捉えられた緯度・経度のような情報を与える必要があるということでもあります。その位置情報も、それぞれがばらばらに表現をするのではなく、皆さんが同じ表現方法をしたほうがいいというのが2個目のポチでありまして、ここでは例えば今現在、国土地理院のほうで発行しております世界測地系で確定されます緯度・経度や、あるいは階層まで表現できる場所情報コード、こういったものを活用するというのも考えられるのではないかとというふうなことを書いてございます。それが位置情報に関する提言でございます。

3ページ目は、利用のルールでありまして、ここは今、ご議論いただいた内容を踏まえて、またさらに分析をして書き加えましたが、今のところは、まずは公的なセクターが持っているデータはCC-BYを標準としつつ、当面は政府標準利用規約を利用していいのではないかと。民間のデータにつきましては、ここでは公的なデータと同じが望ましいけれども、いろいろな意向があるので、複数のデータを用意しておく必要があるというふうには書いておりますが、先ほどの議論を踏まえて、やはり利用目的ですとか、そういったものに応じて、やはりいろいろなルールがあるということで少し次回に向けてデータの整理もしたいと思っておりますし、表現の仕方も検討したいというふうに思っております。

(3)は論点の3つ目の役割分担ということで、オープンデータ環境をどういうふうに整備して、どういう役割分担をやるか、これにつきましては、先ほど古屋委員のほうからのご指摘もありましたように、ちょっと現地の状況をよく勉強しながら、どういうやり方が一番いいのかという、自治体に対して何かアドバイスなりメッセージが出せるような表現を考えていきたいというふうに思っております。今回は少しまでそこまで勉強が進んでおりません。申しわけありません。

4番目が今度は普及促進に向けてというタイトルにしておりますけれども、最初に言いました4つの論点のうちに最後の支援策のイメージで書いておりますけれども、データの種類ですとか形式ですとかルール、こういったものを決めましても、それだけでは、なかなかサービスが広まっていけないのではないかとという思いで、こういう技術的なことに加えて、同時変更で検討しなければいけないと思っていることを、今日は申しわけありません、項目レベルでしかご提案できませんが、こういったことについて、次回以降、検討を進めていきたいと思っております。

まず1番目は、やはりオープンデータ環境に関する理解をきちんと広めていかなければならない。これは国交省だけでやる話じゃなくて、先ほど坂村委員長からもご紹介ありました内閣官房IT戦略本部のほうと連携をしながら進めていく話になりますけれども、やはりそういう無保証、無責任なデータを出すことによって、いろいろなビジネスチャンスが生まれて経済が活性化していく、だから出していきましょうよと。一方、利用する側もそういうものだという理解の上、利用していくと。そういうことをきちんといろいろな機会に広めていくというのがまず必要かというのを1番に書いております。

2番目のオープンデータを利活用する仕組みの構築であります。これも先ほどの議論の中で坂村委員長や古屋委員のほうからもありました、データを出すだけじゃなくて、それをどういうふうに使ってもらえるのか。先ほどの2,500というのは非常に心強い数字ではありましたが、例えばハッカソンみたいなやり方を紹介するですとか、そういった形でせっかく集めたデータを皆さんに使ってもらえる環境、あるいは自治体の方々が使ってもらうために何をしたらいいのかとか、そういったことを少し勉強して、ここには書きたいというふうに思っております。

それから、関連技術等の標準化と書きました。先ほどの位置情報ですとか、あるいはIDの問題とかありましたけれども、各地でいろいろなことをやる中で、標準的に統一的にやらなければならない部分、これを海外まで視野に入れたほうがいいものがあるかもしれません。そういったことについて、標準化すべきものというのをきちんと認識して標準化していくという作業も同時並行で進めていかなければならないというふうに思っております。

それから、4番目であります。要素技術の開発と書きました。技術的には、先ほどデータの種類とか形式がありましたけれども、やはりそれだけではなくて、その周辺の技術としても幾つか整理をしていかなきゃならないものもあるというふうに考えています。1つは基盤となる地図の充実なり活用であります。屋外の地図につきましては、今、国土地理院のほうでいろいろと工夫を凝らして利活用しやすい形でできつつありますけれども、さらにそれを一層進めていくということもありますし、また、屋内の地図につきましては、先ほど都市局の委員のほうからもありましたように、紙ベースのものもつばらばらばらに整備されているような状況でもありますので、そういったものも利活用しながら、どのような屋内の地図をつくっていくのかというふうなことでございます。これにつきましては、今現在、東京駅周辺をフィールドとしましていろいろな勉強をまた国土交通省も始め

ておりますので、そういった成果も踏まえながら、屋内地図のあり方というものについても提言ができればというふうに思っております。

それから、2つ目は屋内位置特定技術の汎用化ということで、GPSで屋外は大体カバーできるわけでありましてけれども、やはりGPSが届かないような空間に行きますと、今のところ、それが特定できる汎用化された技術というものは開発中という表現が適切かもしれません。こういったものにつきましても、Bluetooth Low Energyとか、あるいはNFCでありますとかWi-Fiですとか、いろいろな機器を使った研究が今、進められております。そういったものをうまく汎用化できるようなことを提言として書きとめたいと思っておりますし、これにつきましても、先ほどご紹介しました東京駅周辺プロジェクトの中でも、今、鋭意検討中でありまして、その結果をうまく反映していきたいというふうに思っております。

3つ目に、歩行空間ネットワークデータの整備とあります。これも今、歩行者の経路案内をしようと思うと不可欠な要素ではありますけれども、なかなかこれをつくるのに手間暇がかかっているという状況でもありますし、また、民間の地図会社さんなんかでも、それぞれが独自に今、整備しつつあります。そういったところとも連携しながら、こういった歩行空間ネットワークデータというものをいかに労を割かずにつくっていけるのか、そういったことに対する提言もしていかなければならないと思っております。

5番には、人材の育成というふうに書かせていただきました。先ほど鯖江の例がありましたけれども、ほかに14地区の中で進めていく中では、やっぱりリーダーとなるような存在がいて、そういった方々がうまく音頭を取りながらやっていく、あるいは千葉市さんのように首長みずからやられているようなところもございます。やはりそういった人たちがうまく育てていくということも考えていかなければいけないのではないかという意味で5番に書いております。

6番は、成功事例の提示というふうに書きました。いろいろなものをやっていって、先ほどまさに出ましたオープンデータでやればどんないいことがあるのかということを見せるためにも、トップランナーのようなものを少し示していくということも大事なかなというふうに思っております。

最後、7番には、オリンピック・パラリンピック東京大会に向けてということで、せっかく大きな節目ができたわけでありまして、そこに向かって産学官が連携して、このプログラムを進めていかなければならないんじゃないかというふうなことを最後に提言とし

ていただくような方向で現在、提言の作業を進めているところであります。

本日は項目ばかりのところが多うございますけれども、このようなものについてもまたご意見を頂戴できればと思います。よろしく願いをいたします。

【坂村委員長】 いつまでにこの提言を出すのですか？ この委員会の今年度の最後のところというところ、具体的にいつでしょうか。

【総合政策局総務課政策企画官】 今年度末、今、2月、3月でまた委員長初め先生方の予定をいただこうと思っておりますけれども。

【坂村委員長】 これを出すのは3月末ですか。

【総合政策局総務課政策企画官】 3月です。

【坂村委員長】 今日の資料は項目出しというか、全くこのとおりになるわけじゃなくて、こういうたたきがないと議論もできないから出ているということですが、どんどん発散させていく方向に行くと大変なことになるから、せつかくこの委員会の題目になっている歩行者移動支援ということに絞っていくべきではないかという感じを強く感じました。今日の前半の話もそうだったので、一般論に拡大させていくと大変なことになって、オープンデータ全部のいろいろな民間、公共の使い方となると、官房でやっている話になってしまう。あそこは特に何とかという具体論ではなくて、あらゆるものに関してやっていますよね。だから、ここではやっぱり移動支援というか——歩行だけじゃなくて交通機関も使うだろうから、いわゆる国土交通省が絡んでいるような移動する手段全般において議論すると絞って行ったほうがいいのではないかと思います。

【竹中委員】 坂村さん、お言葉ではございますが、前回の委員会で坂村さんがイギリスの事例とかを挙げて、オープンデータというのをずーっとお話しになったんですよ。だから、おそらく皆さん、引きずられたと思います。オープンデータについて、まず語らないかんかなという感じになったんですよ。だから、今、言いはったのは正しいんです。だけど、前回、その話より、気持ちはわかるんやけど、私もオープンデータか、それに行くかみたいな感じで前回聞いていて、今日もオープンデータの総論から入ったんで、だから、何のためにオープンデータの話をしたかというたら歩行者移動やったんやけど、あまりにもインパクトが強過ぎて、前回のオープンデータの学術的な研究がね。だから、それはちょっと皆さん、大変やったと思っておりますけれども。

今回、Challengedという言葉を使って大変ありがたいと思っております。障害者というネガティブな言い方じゃなくて、その人の中にある可能性のほうに着目する言葉ですよ。

要するに、その人たちの中のネガティブなところを数えるんじゃなく、何ができる人やからというのが初めて経済だったり、社会の活性化につながってくるし、何よりすごいのは助け合いができるようになるということなんですよ。みんながそれぞれに必要な情報を持っていたら、それを取り込むんじゃなくて、人に教えてあげたくなったり、知らん人がおったら、伝えてあげたくなったりするという、人間の本能の中にその気持ちがあるわけですよ。オリンピックに向けて、おもてなしという言葉、まさにホスピタリティーということで、実はここ2日ほどすごいおもしろいことがあって。全く耳の聞こえない、すごく優秀な女性のお友達がおられて、片や全く目が見えない、IT、やっとかさ入ってきた年配のおっちゃんがいるんですね。それで、ナミねえがいて、3人でいろいろやりとりをしているんだけど、全く見えない人と全く聞こえない人って、ITがなかったら、コミュニケーションが絶対とれないんですよ。見えない人はしゃべろうとするし、聞こえない人は書こうとするし。それが普通にしゃべれるのと、それから聞こえない優秀な女性の方が、今、総務省のほうに、いわゆる団体代表でなく、聞こえないけれども、いろいろなアドバイスができる人ということで、CM字幕のほうの委員になられて、その議事録というのが総務省に上がりましたと。そうすると、自分には基本的には関係ないのに、友達になったということで、聞こえない人たちに何が必要か知りたいからって、全盲のおっちゃんが、IT、まだ入り口のおっちゃんが総務省の資料を一生懸命、今、音声で読み出そうとしている。でも、お話にあったように、途中でPDFもあったり、なかなかソフトが要ったりとか難しいこともあって、悩んでいて、うーん、まだ読み取れない、やっとか何行目までとか、どこら辺まで読めたとかというのがきのうの夜中にメールが来たから、いや、大変なご苦労はわかるけど、総務省のお兄ちゃんからもうちよつとわかりやすい形で説明してもらおうようにするからと私が言ったら、その人が、いや、僕はやっとかIT使えるようになったから、最後まで自分で今夜一晩かかって読んでみたいと言いはったんですね。これがITのすごさであり、データを人が持つということの意味やと思うんですよ。その話が抜けてしまうと、これはすごくつまらんものになって、ただし、そこが押さえてあったら、今はまだこの段階ですというのでオッケーなんですよ。

【坂村委員長】 この前、オープンデータは重要だと何回も言いましたけど、ほんとうのことを言ったら、歩行者移動支援が全部、公の負担でできればいいけど、いろいろやってみた結果、限界があるから、それを打破するための具体的な手段としてオープンデータを利用して、最終的にはみんなでインフラを維持していかなきゃだめだみたいな話をした

んですよね。ただ、確かにオープンデータだけの話としてもインパクトが強過ぎて——そういうふうに言った覚えもあんまりなかったですけどね。

【竹中委員】　そういうつもりではなかったかもわからないけれども、やっぱりオープンデータについての話になったので。

【坂村委員長】　まあ、オープンデータというものの自体が、まだ認知が低いので、今日は2回目だから、一般論でもいいですが、この骨子を3月までにつくるときに関しては、もうちょっと移動支援ということに対して集中していったらどうかというふうに私は思ったので。

【竹中委員】　ビジネスでも、まさにこのサービス、あのサービスというのは、一人一人、自分のニーズに応じて知っているわけやから、案外、自分にも適したニーズ、私は知らないけど、あの人は知ってるっていうのもあって、それはビジネスのものすごい活性化にもなります。あそこのあんな店が今、バーゲンやってみたいなちっちゃな話一つにしたりして、それを情報を持っている人がどういうふうに伝えていくのかということで、ビジネスを上手に巻き込むのも、経済活性化であり、支え合いでありっていう、みんなで支えて人が少なくなるときに、この情報をみんなで持つことによって倍の力にしていきたいと思いますよというようなミッションは掲げていただきたいなというふうに思います。

【坂村委員長】　それと、もう一つ踏み込んでほしいですね。例えば、最後は多分、階段がどこだとか何とかという話が出てくるんだけど、ここで最後、地図をどうするのかという話は絶対出ますよね。それで、やっぱりグーグルマップになっちゃうのかとか、そういうことは議論しておいたほうがいいのではないかなという感じがします。国がやるのに対してグーグルマップ依存したくないという話もあるので。ただ、それはまたすごい大変なことで、グーグルマップに匹敵するようなものって、今、日本にあるかといったら、ないんですよね。

地図そのものとしては、グーグルマップも、国土地理院がつくった基準地図をゼンリンが加工したものを最後、グーグルがお金を全部出して利用して、その上に情報を足しているわけですよ。地図のベースそのものに関しては、国土地理院の地図でも問題ないんですよ。上に載せるコンテンツは、みんなで入れればいいんですよ。しかし、ここはよく理解しなきゃいけないのは、さすがグーグルで、そういうネットの時代で、公開してみんなが使いやすい地図というのに対しての機能が山のようにあるんです。それは地図そのものじゃないんです。前から言っていると思うけど、コンピューターのAPI——アプリケーション

ョン・プログラム・インターフェースというのが見事にそろっているんですよ。それと同じものを用意するといったら、これは大変。ほんとうに大変。グーグルはものすごい開発をしていますから、その地図そのもの以上に、それをネットワーク経由でいろいろな応用システムから利用するための機能が重要で、それで簡単にいろいろなことができるようになっていんですよ、グーグルマップは。だから、皆あれを使うんですよ。それと匹敵するものを国土院が作れるのかということです。今までのいわゆる本屋さんで売っている5万分の1の地図みたいな——私も子供のころ、山登りが好きだったから、本屋に地図を買いに行きましたけど——もうそういう見るだけの地図の時代じゃないんですよ。今、コンピューターベースの地図というのは、それが要するに他のシステムのベースになれる機能を実現しているのかということですよね。

森さんと古屋さん、何かご意見あればどうぞ。

【古屋委員】 坂村先生の中核として歩行者支援をしっかりとというのはすごい理解できるんですけども、やっぱり何に使うのかということで、観光とか幾つか分野があって、それなりのカスタマイズしながらやるところもあるので、ちょっと私の話は脇道にそれてしまうのかもしれない。恐縮です。

4の普及促進に向けてというところで、以下の取り組みが必要というので括弧でいろいろ書かれていると思うんですけども、ここの中には、例えば国と地方の役割分担とか、位置づけとか、民間をどう巻き込むとか、そういうことについては何か言及するのかわかというのをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

というのは、例えばスペインのマドリードなんかですと、マドリート観光局がハッカソンみたいなものを自分でやっているんですね。そのコンテストを東京都さんみたいな形が旗振ってやって、どんどんソフトをつくってくださいというふうにやったら、130ぐらい出てきたということで、そこの中でも最も多いアプリケーションは観光・サービスというところで、2つが文化・観光を細かく説明しようという。やっぱり使うニーズとかも違ったり、それからマドリードだからこうだということもあると思うので、そういう意味で、場所と進め方というのはすごい密接に関係していると思うんですね。イギリスなんかは、雑誌社が企画していたりするので、多分、そういうので一から十まで国交省さんとか国がやる必要はなく、場所と目的とうまく合わせて何か進めていく方法もあるんじゃないかなとちょっと思ったものですから、そういう役割分担みたいなところをぜひ入れていただいたら。

【総合政策局総務課政策企画官】 4ポチの前の(3)のところに運営体制というふう
に記述をしておりました。このところでいろいろな先進事例ですとか各地の取り組みな
んかも踏まえながら、どういう役割分担で運営をしていったらいいのかということ
を記述をしようとは思っておりました。今、スペイン、イギリスのお話がありま
したが、ちょっと海外まで目が向いておりませんでしたので、そういったことも含
めて調査をして、ここに書けるのか、もしくはここに入らないもので4ポチに項目
を起こすのか、今のご意見を踏まえながら、検討させていただきます。

【坂村委員長】 今、言ったようないろいろな事例を付録か何かで出せばいいの
ではないですか。提言はそんなに長くならなくても、さっき、こういう成功事例
を出すというようなことを言っていたので、それを付録につけて、オープンデー
タを使うことによっていろいろなことをやっていますよという例があるんだら
ら教えていただいて、そういうものを入れ込むとか、そういうことでしょうか。

それと、観光と歩行者移動というのは非常に関係あると思うのは、何のた
めに移動といったら、観光のためとか、仕事のためとかってなるわけだから、
そこは非常に重要で押さえたほうがいいですね。何のためにということ。だ
から、役割分担は非常に重要だと思うので、ちょっとそれをどこに入れるかを
考えていただいて。

森さん、どうですか。はい、どうぞ。

【森委員】 先ほどオープンデータに行き過ぎではないかみたいなお話もあり
ましたけれども、私はせっかくだから、ある程度、オープンデータにフォーカ
スしていいのではないかと考えていて、特にデータを提供してもらう企業のほう
からしたときに、社会貢献ということは、これまでもいろいろな形で考えてきた
と思うんですけども、あまりオープンデータで社会貢献ということは、それほ
ど経験もないし、先ほどメトロのお話がありましたけれども、そういう成功事例
みたいなものもそんなにないんじゃないかなと思っています。仮にあっても
知られていないかもしれません。オープンデータによる社会貢献が歩行者支
援の文脈でできるんだよということを教えてあげるといことはできて、それ
を動機にしてデータを提供してもらうことができるのではないかとはいは
一つあるかなと思います。

ちょっとお書きぶりの中で具体的にコメントさせていただきたいのは、3ペ
ージ目の(2)の利用ルールのところなんですけれども、3ポツのところに民間セ
クターが所有しているデータに関するルールということで、ほんとうは公的セ
クターのルールと同じが望

ましいけれども、データ所有者の様々な意向を想定して、複数のルールを用意しておくことが適当。これは全くそのとおりなんですけれども、ただ、やはり原則として、一つであるルールがいっぱい無いほうが良いというのはオープンデータの鉄則ですから、そういう意味では、公的セクターのルールとどうしても違うであろうと想定されるようなこと、例えば非営利とか改変禁止とかのCCのどれかに寄せる形で、ひとつ、こちらから提案できるものがあるでもいいんじゃないかと思いますね、統一ルールとして。その統一ルールとして提案することと、オープンデータによる社会貢献をしていただくといいますか、さらに言えば、何かキャンペーンみたいなものとセットで統一ルールの提案をこちらからできれば、そういうプロジェクトが国の派生で動き出していて、それは社会貢献であると広く認知されて、それはオープンデータであって、かつライセンスは、みんなもやっているんだったらおれもやるかと、そういう話にできるかもしれないなというふうに思いました。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

竹中さん、もう一回、どうぞ。

【竹中委員】 日本の企業って、横並びがすごく好きって、悪い意味じゃなく、あそこもするんやったら、うちもしょうか、広がってきたから、うちもしょうかみたいなことがあって、そこでビジネスのルールができていくというところがあるんで、国交省のほうが強く言ったからといって、そのとおり、言うことを聞いてこられるということはなかなかないと思うんですよね。だけど、データをオープンにすることによるメリットが説得する側にある程度、論として持ってやんといかんで、例えば今のお話を聞いていて、どういふ説得の仕方が逆にありますか。

【森委員】 私、そういうの苦手なんですけど、例えば歩きやすい日本キャンペーンを始めました、オープンデータでぜひともご参加いただきたい、こういうものをお持ちでしょう。それについては、こういうライセンスをご用意していて、これは民間事業者さんだから、営利禁止とかわかっていますので、それは政府のやつと違って入っています。皆さん、これで歩きやすい日本に参加していただくこうと思っているんですけど、キャンペーンと歩きやすい日本ライセンスと、そういうものがセットで提案できないかなという、そういうイメージです。

【竹中委員】 ということは、目的とプロセスとメリットを全部ちゃんと提示してあげるといふことですか。

【森委員】 そうですね。多分、そんなにぱっと聞いてもわからない方が多いかとは思

いますので。

【竹中委員】 多分、私もオープンデータとデータをオープンにするということの違いがよくわかってないんですけど、だんだん、今、わかってきたところです。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

大体、皆さんが言っていることをちょっと整理すると、移動するということがいろいろな経済的効果もあるし、また、ハンディーキャップの人も助けるとか、いろいろな意義がある——移動を助けるということは、最初に技監もおっしゃったように、そういう移動目的に注目するというのはユニークな見方ですから、最初のほうに「移動を助けるということはどういうことか」ということをちゃんと書いたほうがいいと思います。何のための移動するのかといえば、観光も出てくるし、仕事も出てくるし、いろいろなことが出てきますよね。「だから移動を助けるのだ」ということを最初に——今日、一番最初の参考資料に出ていたように、わかりやすい絵があったじゃないですか。こういうのをに入れて書くべきだと思いますよね。

それから、2番目に、そのときに私も言ったように、——インパクトがあり過ぎたと竹中さんに怒られちゃったけど、全てのことが国の負担できるならば、別にオープンデータとか何とか言わなくていいのですよ。でも、結局、現実的にやろうとすると、オープンにして、いろいろな人の協力を得ないとできないからオープンデータが重要だと言っているのです。その前提がないと、バリアフリーマップなんか全部国でつくればいいという話になります。じゃあ、具体的にオープンデータを使っていくといったときに、ある程度の例示をしないとよくわからないという話も何回も出ていましたから、そういうものは付録に入れる。あとひとつ、ここで非常に重要なことは、国がリードしてみんなでやろうよという態度を出さないと、なかなか民間もできないんじゃないかという話が出ていますから、国はこうすると——国といたって、国土交通省だけでもいいから、こういうような考えでやるんだというふうなことをまとめられたら、いいと思います。この提言として、民間の人もみんなも一緒にやりましょうよというような、何か最後、そういう感じの提言がいいのではないかなと思います。第三者的に上から目線で「こういうことがあるから、こうなっているんだから、やったら」みたいなことではなくて、もっと「オープンデータ出すから一緒にやろう」という態度が出ないと、ちょっとネット時代の新しいやり方じゃないんですよね。ちょっと今までやってなかったかもしれないけど、そういう姿勢を出してほしいですよ。

それで、ずっとここにいらっしゃる方を見ていると、技監が出ていらして、国交省の方も全部局の方いらっしゃるじゃないですか。ですから、何か協力してやったらできると思うんですよね。端から見ると、国土地理院はやはり重要なんですよ。オープンデータに、国土地理院がどう取り組むかですよ。国総研は多分、研究所だから、そういうことを一緒に研究してほしいですよ。あと、観光庁もさっきから何回も出ている、移動の目的というところで重要な関係があるでしょう。それと、あとやっぱり航空局とか港湾局、絶対関係ある。例えばパラリンピックをやったら、障害をお持ちの方が船や飛行機で日本に来られるわけだから、そのときにどういうデータがオープンにできるのかというのは、ものすごく重要だと思うし、自動車だって、VICSのデータは車には自動的に出しているのに、何で人間には出してくれない——例えばBluetooth Low Energyか何か使って、もうちょっとスマホでとれる手段で、VICS出しているような情報と同じようなものを何か出してくれないですかとか。鉄道局は関係大ありで、さっきから何回も言っている公共交通オープンみたいなものが関係してくるわけだし、それから水は絶対、そういうオープンデータで、水辺で遊んでいいのか遊んじゃいけないのか、移動というのはそういうところに行くということも目的だし、国土政策局は全体のプランというふうなことで関係してくるでしょうし、もう大臣官房がやってくださいよという感じになってくるわけだし、あとは安心・安全というのはさっきから何回も出ていて、特に何か被害があったときにどうやって逃げるのかというときだって移動ですよ、そういう災害のときとか、そういうことがあるし、都市と道路はそのものだしという、そういうようなことで、もうちょっと国土交通省全協力でやった結果、こうなったというような提言にさえもなっていたいなと思います。東京駅が何とかだからそこだけやるっていうのではなくて、もうちょっと大きなスケールで、もっとどうすべきだという提言に行ってほしいなという感じですよ。まだ何カ月かありますから——今日は2回目ですから、今日、委員の方がおっしゃったことを入れて、少し構成として、また個別にご意見を聞いたりすることもあるかもしれませんが、そういうことで最後の提言をつくっていくということがこの委員会の重要な目的ですよ。ですから、それでぜひよろしくお願ひしたいと思いますが、何かもうちょっと最後に言っておきたいということがあればどうぞ。

【竹中委員】 もう最後ですか、済みません。

骨子のはじめには、私、すごいいいと思います。特に最初の3行の急激な人口減少、少子化、異次元の高齢化が進展する中、豊かで活力ある社会を築き、維持・発展していくた

めには、あらゆる人が社会に参加し活躍できるユニバーサルな社会を構築していく必要という、まずこれを持ってこられたということは、先ほど私もお話ししたけど、一番重要なポイントやし、これをはじめにの冒頭に入れられているというのは敬意を表したいなと思います。

だからこそ、この論を最後まで大切にしてもらいたいというか、それであなたたち、困っている人がいたら、このシステムで助けてあげるのよっていうのではなく、でき上がったシステムで、みんな助け合いしてちょうだいですよ。今、上から目線って言われたのは、ちょっと感じが違うんですけど、基本的に人は自分が行きたいところへ動こうとする意思を持っているし、困っている人を見たら、無意識にでも助けようとする力を持っているという、まずそういった人間のこういう情報通信って、悪のあるところに着目したら、怖くて何にもできなくなるわけじゃないですか。だから、善のある部分に信頼を置いて、その人の善なる部分を後押しする、だから、皆さんの気持ちで使ってくださいねという、それはこの3行でかなり語られているのかなという気がして、私はこのはじめにの部分はすごく好きです。

【坂村委員長】 私、昔から言っていることで、いつも毎回出てくるんですが、ぜひこれはこのままというか、最後までこの論調で行ってほしいというご意見で。

どうぞ。

【森委員】 済みません、一言だけ申し上げます。

やはりこれまでオープンデータというのは、私はここ二、三年のことしか知りませんけれども、国と自治体がオープンにするというのがオープンデータだったわけですし、当然、全てその方向で議論してきたわけですが、本件はそうではなくて、民間のデータをもろうということを含んでいまして、そういう意味では挑戦的な新しい試みですし、ぜひいろいろな困難が当然あり得ると思いますけれども、頑張ってくださいと思います。でするので、報告書にも、これは国のオープンデータだけではなくて、民間の協力を必要とするものであるということも何か一言書いていただいてもいいかなというふうには思います。

【坂村委員長】 ありがとうございます。

【古屋委員】 釈迦に説法になってしまうのかもしれませんが、やはり全て全部できるというふうに抱え込んでしまうと、行政の方も大変だと思うので、多分、全て完璧は無理、だから、みんなをよくしていこうよという発想で、先生の言われたみんなでいい国つくっていこうよという思想で、小乗仏教から大乘仏教みたいな感じで、みんなハッピーになっ

ていくという、そういう明るい感じが先生方の話を聞いていて思いました。

ありがとうございました。

【坂村委員長】 明るくしてくれということですね。

要するに、オープンデータという考え方そのものがもう「みんなでやらないとできない」という考え方で、すごく大きなパラダイムチェンジなんですよね。ほんとうのことを言えば、国が全部やってくれるなら一番いいと思いますよね。だって、税金払って、国民からしてみたら、国家がみんなやってくれるというのが一番よくて、そのために税金払っているんだから、全部やってねっていうふうに。

【竹中委員】 だから、今まで日本人、それで来たからあかんかったんや。自分らでもっとせなあかんことを、誰かしてくれるとって、税金払ったらしてくれるとって、それは違うと。税金払うほうも受けるほうも同じ立場でもう議論せなあかん時代に来たので、それぞれのできる努力を。

【坂村委員長】 だから、そういう意味で言うと、今、パラダイムチェンジの重要な境界点みたいなどころにいるというようなイメージを出して、ちょっとやり方も変わって、みんなでやっていく方向にならざるを得ないんだけど——「みんなでやろう」と、「暗い方向に行かないで明るい方向に行ってくれ」というふうなことを、非常に難しいですけど、そういう提言にしたい。事務局は優秀だから、委員の皆様方から出ているような意見を取り組んだ上で——さっき言ったように、今日の資料は案ですから、またさらにバージョンアップした案がもう一回ぐらい出て、さらにというようになると思いますので、ぜひよろしくお願ひします——ということで、今日もいろいろとありがとうございました。早く終われるかなと思ったら、そんなこともなくて、ちゃんと時間どおりになってきておりますが、最後に事務局のほうから今後の予定とか、お願ひします。

【総合政策局総務課長】 長時間にわたりまして、活発かつ熱心に示唆に富むご議論いただきまして、ほんとうにありがとうございました。

次回の日程につきましては、追って事務局よりご連絡させていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

なお、本日の内容につきましては、後日、委員の皆様方に議事録の案を送付させていただき、ご同意をいただいた上で公開したいと存じます。また、近日中に速報版として簡潔な議事概要を国土交通省のホームページにて公表したいと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議資料は、そのまま置いていただければ、追って郵送させていただきますので、お申しつけください。

それでは、以上をもちまして、第2回ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進検討委員会を閉会とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

【坂村委員長】 どうもありがとうございました。

以上